東京国際空港周辺海域における

走錨海難防止対策について



令和元年6月28日から、以下のとおり、港則法の規定に基づき、 荒天時において、東京国際空港(羽田空港)周辺の2海里の海域(※略図参照)が、錨泊制限海域となりました。



錨泊制限海域の

詳細な位置

次の地点を結んだ線及び陸岸(護岸を含む) 並びに京浜大橋で囲まれた海面のうち、東京 西航路及び川崎航路を除いた海面。



- 大井コンテナふ頭岸壁(北緯35度36分17秒、東経139度45分59秒)と青海コンテナふ頭岸壁(北緯35度36分27秒、東経139度46分56秒)を結んだ線
- 青海コンテナふ頭南西端(北緯35度36分7秒、東経139度47分12秒)と中央防波 堤内側埋立地北西端(北緯35度35分44秒、東経139度47分25秒)を結んだ線
- 中央防波堤内側埋立地南西端(北緯35度35分38秒、東経139度47分29秒)と中央 防波堤外側埋立地北西端(北緯35度35分34秒、東経139度47分36秒)を結んだ線
- 中央防波堤外側埋立地Dブロック護岸上(北緯35度34分47秒、東経139度49分30秒)、北緯35度34分16秒、東経139度51分23秒の地点、北緯35度32分52秒、東経139度52分10秒の地点、北緯35度31分8秒、東経139度51分22秒の地点、北緯35度29分54秒、東経139度49分57秒の地点、北緯35度29分15秒、東経139度48分9秒の地点、北緯35度29分36秒、東経139度47分5秒の地点、浮島2期埋立地処分場護岸上(北緯35度30分44秒、東経139度48分5秒)を結んだ線
- 5 京浜港川崎区所在の浮島町北側護岸上(北緯35度31分37秒、東経139度47分)と東京国際空港(羽田空港)南西端(北緯35度31分56秒、東経139度47分42秒)を結んだ線
- 東京国際空港(羽田空港)北側護岸北西端(北緯35度34分8秒、東経139度46分 16秒)と京浜島東側護岸(北緯35度34分7秒、東経139度46分8秒)を結んだ線
- 東海3丁目南東端(北緯35度34分38秒、東経139度45分45秒)と城南島西端(北 緯35度34分38秒、東経139度46分)を結んだ線
- 図 城南島北端(北緯35度35分14秒、東経139度46分40秒)と大井食品ふ頭東端(北 緯35度35分25秒、東経139度46分36秒)を結んだ線